

新	旧
<p>(会議の公開)</p> <p>第2条 委員会の会議は、<u>原則公開して行う。ただし、次に掲げる場合は、公開しないことができる。</u></p> <p><u>(1) 法令等に特別の定めがある場合</u></p> <p><u>(2) 不開示情報（北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条）に該当する事項を審議する場合</u></p> <p><u>(3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合</u></p> <p><u>(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合</u></p> <p>(会議を非公開とする決定)</p> <p>第3条 委員会は、<u>会議内容が前条ただし書に該当する場合は、次のいずれかの方法により会議の非公開を決定することができる。（なお、初めて開催する会議の非公開の決定については、所管課において確認した委員会の委員の総意に基づき、委員会を代表する者（委員会を代表する者が決定されていない場合は、会議の開催権限のある者（企画調整局長））が決定するものとする。この場合において、各委員の意見が一致しないときは、初めて開催する会議において決定する。）</u></p> <p><u>(1) 会議における議決</u></p> <p><u>(2) 委員全員による個別承認</u></p> <p><u>(3) あらかじめ指名された委員等による承認</u></p> <p><u>(4) その他委員会が定める方法</u></p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第2条 委員会の会議は、<u>公開して行う。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。</u></p>

公立大学法人北九州市立大学評価委員会運営要綱新旧対照表

新	旧
<p><u>(会議の傍聴)</u></p> <p>第4条 略</p> <p>(議事録等)</p> <p>第5条 委員会の議事録は、公表する。公表方法については、市のホームページを利用する。</p> <p>(評価結果、意見等の公表)</p> <p>第6条 略</p> <p>別紙1 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">傍 聴 要 領</p> <p style="text-align: center;">公立大学法人北九州市立大学評価委員会</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この要領は、付属機関及び市政運営上の会合の運営及び委員等の選任等に関する要綱（以下「要綱」という。）第8条第4項の規定に基づき、公立大学法人北九州市立大学評価委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>(議事録等)</p> <p>第4条 委員会の議事録は公表する。公表方法については、市のホームページを利用する。</p> <p>(評価結果、意見等の公表)</p> <p>第5条 略</p> <p>別紙1 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">傍 聴 要 領</p> <p style="text-align: center;">公立大学法人北九州市立大学評価委員会</p> <p>1 傍聴手続</p> <p>(1) <u>会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。</u></p> <p>(2) <u>傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。</u></p>

公立大学法人北九州市立大学評価委員会運営要綱新旧対照表

新	旧
<p><u>(傍聴手続き等)</u></p> <p>第2条 <u>傍聴希望者の受け付けは、会議会場前の受付窓口において、会議開催当日の会議開始予定時刻30分前から先着順で行うものとし、傍聴希望者が多い場合等混乱が予想される場合は、傍聴希望者に傍聴券を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>傍聴希望者は、関係の係員の指示に従って入室しなければならない。</u></p> <p>3 <u>報道関係者並びに会長が特に必要と認める者は、前2項の手続きによらず、会議を傍聴することができる。</u></p> <p><u>(傍聴することができない者)</u></p> <p>第3条 <u>次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。</u></p> <p>(1) <u>他人に危害を加える恐れのある物品を持っている者。</u></p> <p>(2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者。</u></p> <p>(3) <u>鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は持っている者。</u></p> <p>(4) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類、又は拡声器、マイクその他の音声機器の類を持っている者。</u></p> <p>(5) <u>酒気を帯びている者。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる者のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げるおそれのある者。</u></p> <p><u>(傍聴者の遵守事項等)</u></p> <p>第4条 <u>傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</u></p>	<p>2 <u>傍聴者の遵守事項</u></p> <p><u>傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。</u></p> <p>(1) <u>鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと</u></p> <p>(2) <u>危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと</u></p> <p>(3) <u>飲食又は喫煙をしないこと</u></p> <p>(4) <u>携帯電話、ポケットベルなどは受信音などをださないこと</u></p> <p>(5) <u>写真撮影、録画、録音などは行わないこと。</u></p> <p><u>ただし、委員会の委員長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) <u>会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと</u></p> <p>(7) <u>その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと</u></p> <p>3 <u>会議の秩序維持</u></p> <p>(1) <u>傍聴者は、会場においては、委員会の委員長又は事務局の指示に従ってください。</u></p> <p>(2) <u>傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。</u></p>

公立大学法人北九州市立大学評価委員会運営要綱新旧対照表

新	旧
<p><u>(1) 発言に対して批評を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。</u></p> <p><u>(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。</u></p> <p><u>(3) 示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。</u></p> <p><u>(4) 電子機器等の音を出さないようにすること。</u></p> <p><u>(5) みだりに席を離れないこと。(6) 飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p><u>(7) 委員長の許可なく、撮影、録画、録音等を行わないこと。</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げるような行為をしないこと。</u></p> <p><u>2 委員長は、傍聴者が前項各号の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは退出を命ずることができる。</u></p> <p><u>3 傍聴者は、会議の一部が非公開とされたとき、又は前項の規定により退出を命ぜられたときは、退出しなければならない。</u></p> <p><u>(補足)</u></p> <p><u>第5条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</u></p>	